

○富田委員長 次に、宮川伸君。

○宮川委員 立憲民主党の宮川伸です。よろしくお願いいたします。

本日は、先ほど今井議員からもありましたが、東海第二原発の資金支援に関して、少し詳しくお伺いをしたいと思います。

東京電力から文挾副社長、そして原子力損害賠償・廃炉等支援機構から山名理事長がいらして下さっております。ありがとうございます。

さて、東海第二原発でございますが、茨城県の東海村ということで、首都圏に最も近い原発と言われております。私の選挙区は千葉県にあります。百キロ圏内にあるということで、多くの方がこの再稼働に関心を持っているという状況です。

先日も大臣が十キロ圏内にお住まいだというふうにおっしゃられたと思うんですが、私よりもお詳しいんじゃないかなと思いますけれども、この東海第二原発は、福島第一原発事故が起こったあの東日本大震災のときに、同じように地震と津波の影響を受けて危機的な状況に陥った、被災原発と言われている原発であります。

そして、昨年四十年を迎えまして、本来なら、古い原発はもう使わないという四十年廃炉ルールがあるわけですが、それを二十年延長させるというのを安倍政権は決めたということでございます。

そして、そういう中ではあるんですが、この東海第二原発を所有しているのは日本原子力発電株式会社、日本原電でありますけれども、再稼働させるために、例えば防潮堤をつくるとか、安全性基準を満たすために工事をしなければならぬんですが、その工事費用をしっかりと日本原電は持っていないので、誰かが資金支援をしなければ東海第二原発は再稼働ができない状況にあるわけでございます。

そういった中で、先月十月二十八日の日に、東京電力は取締役会においてこの資金支援をするということを決めたという報道が流れているわけですが、そもそも東京電力は、福島第一原発事故があって、そしてその被害の中で、福島を第一に考える、福島の復興、賠償、こういったものをしっかりやっていくために存続しているというのが今の東京電力の状況だと思いますが、今回の資金支援が本当に福島のためになっているのかどうかということが、報道だけ見ていると、全く明らかではありません。そういうことも含めて、きょう、この場所で質問をしていきたいというふうに考えています。

まず最初に、東京電力さんの方から事実関係をいろいろ教えていただきたいんですけども、まず、この工事の総額、そして東京電力の資金支援の額は幾らでしょうか。

○文挾参考人 東京電力ホールディングスの副社長の文挾です。よろしくお願いいたします。

それでは、御回答申し上げます。

今議員の方からお話がありましたとおり、日本原電から受電条件の提案を受けまして、資金的協力の額を決定をしたというわけですが、資金協力の意思表示をしたというわけでございますけれども、御質問にありました資金的協力の総額でございますが、当社はあくまでも、原電の自己資金を超える部分のうち、当社への要請額に対して協力の是非というものを判断をしたというものでございます。

当社への要請額につきましては、これは契約にかかわる事項のため、回答は、大変申しわけございませ

んが、差し控えさせていただきたいというふうに思います。

また、原電の自己資金を超える部分の総額につきましては、これが幾らかということにつきましては、当社が回答する立場にはございませんので、回答の方は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○宮川委員 報道では、先ほどもありましたが、二千二百億というような話がありますが、一年前よりも金額が上がっています。どういったところで金額が上がっているのでしょうか。東京電力さん、お願いします。

○文挾参考人 それでは、お答えさせていただきます。

そのような報道がされているということにつきましては承知してございますけれども、原電のあくまでも自己資金を超える部分の資金的協力というものの総額につきましては、当社は、大変恐縮ですが、同じ回答でございますが、回答する立場にはございませんので、当社からの回答は差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○宮川委員 それでは、その資金の支援の方法ですが、債務保証なのか電気料金の前払いなのか、どういう形での資金支援を考えていらっしゃるのでしょうか。

○文挾参考人 それでは、お答えさせていただきます。

御質問のありました資金的協力の方法ということでございますが、当面は、当社の小売事業者であります東京電力エナジーパートナーによります受電料金の前払いを考えてございます。金額等につきましては、大変恐縮でございますけれども、契約の内容にかかわることでございますので、回答の方は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○宮川委員 それでは、なぜ債務保証ではなくて前払いというものを選んだのでしょうか。理由を教えてください。

○文挾参考人 お答えさせていただきます。

支援の方法につきましては、いろいろな方法がございます。さまざまな方法を比較をいたしました。その結果、現状の金融機関等から、このための資金、与信を増すことが難しいというふうに考えておりますので、当面は受電料金の前払いにより協力をするということの予定でございます。

以上でございます。

○宮川委員 今、銀行からの借入れが難しいという趣旨の話がありましたが、民間銀行が融資するにはリスクが高いということを銀行が判断をしている、そこに前払いという形で東電が出すということをおっしゃっているんじゃないかと思ひ、ちょっと驚いているところでございます。

それでは、この資金支援をすることによってしっかりと、この資金が焦げつかないのかどうかということではありますが、先ほどもちょっと電気料金の話がありましたけれども、電気料金は前払いということですので、幾らで買うというような計算をされているのでしょうか。東京電力さん、お願いします。

○文挾参考人 それでは、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

今の御質問でございますけれども、これは一キロワットアワー当たりの単価が幾らかという御質問だというふうに認識をしております。当社は、競争しながら稼ぎまして、福島への責任、つまり廃炉と賠償等をしっかり行う、最後まで貫徹するという責任を果たしていく必要があるということでございます。その中で、東海第二は競争電源であるというふうに判断をしております。

したがって、受電料金等、受電条件の内容等につきましては、競争情報に当たるということから、回答の方は、大変恐縮ですが、差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、経済性の判断ということにつきましては、原電から東海第二の再稼働に伴う受電料金の単価の提案を受けました。その単価が当社として経済性があるのかどうかというのは、当然判断をしております。

具体的には、東電エネルギーパートナーの電源調達にかかわります電源ポートフォリオを組む必要がありますが、それを考えていく中で、相対契約の火力電源の価格とか、あるいは将来の市場価格等を想定をいたしまして、東海第二の受電と差しかえることによる効果があるというふうに判断をした次第でございます。

その結果、ベースロードとしての東海第二からの受電というものは、卸電力市場などから調達する場合と比べまして差益効果があるということなどを評価をいたしまして、経済性があるというふうに判断をした次第でございます。

以上でございます。

○宮川委員 ありがとうございます。

経済産業省の方からちょっとお伺いをしたいんですが、十月二十八日の日に東電の役員会があったということではありますが、この役員会がある、そして東海第二の資金支援に関する話があるというのは、事前に経産省は聞いていらっしゃいましたでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

東京電力とのさまざまな意見交換を行います中で、東海第二発電所についての資金協力について社内で検討、調整を進めており、調整が整えば十月二十八日の東京電力の取締役会の議題にかけるという情報は得ていたところでございます。

その上で、東電として決定した資金支援の内容については、二十八日の取締役会の決定後に報告を受けたところでございます。

○宮川委員 それに対して、経産省としては、どういう回答というか、どういう判断をされたんでしょうか、その時点で。

○村瀬政府参考人 個別の意思決定につきましては東京電力の判断を尊重しているという立場でございますので、その時点で個別の判断を役所として行ったわけではございません。

○宮川委員 現在、取締役会での、今少し文挾副社長がおっしゃっていましたが、詳細の料金の部分だとか事業計画の部分だとか、そういう詳細というのは現時点で細かく説明は受けているんでしょうか、経済産業省。

○村瀬政府参考人 東京電力が取締役会で決定した内容につきましては、報告を受けているところでございます。

○宮川委員 詳細な事業計画と申しますか、この二千億円近いお金を出すことによって、前払い金がどういうふうな形で戻ってくるのかとか、どういう経営にインパクトがあるのかとか、そういった事業計画に関する詳細に関しての説明は受けているんでしょうか。

○村瀬政府参考人 個別の経営判断については、経営陣の裁量で行われるべきという立場でございますので、そこまで立ち入った説明を受けているわけではございません。

○宮川委員 東電の方に経産省からの出向の方が役員で役員会の中に入っているというふうに思いますが、その方は役員会の中で賛成されたのか反対されたのか、どうだったのか、経産省、答えられますでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

現在、東京電力に取締役がおりますけれども、東京電力からは、取締役会において、いずれの出席者からも異議は出されず、決議に反対した者もいなかった、このように報告を受けてございます。

○宮川委員 そうすると、役員が賛成したということですが、経産省から出向して賛成をしているわけで、どういう判断で賛成をされたんでしょうか。お答えできますか、経産省。

○村瀬政府参考人 これは会社法に定めるところにより選ばれた取締役の判断でございますので、その判断についての報告を受けているわけではございません。

○宮川委員 今のお答えは、経産省から東電の役員に出向しているけれども、その判断をその方が役員会である場合は、国の判断は聞かずに、その方本人の個人の判断で、役員会の決議で賛成、反対を言っているということを今おっしゃっているんでしょうか。お答えください。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

個人の判断というわけではないというふうに考えてございます。

この者は、東京電力での役職は取締役という役職でございます。また、機構での役職もございます。連絡調整室長という立場もございます。こういった立場の中で適切に判断を行っているというふうに承知してございます。

○宮川委員 今の適切というのは、何をもって判断をされたのかという話は役員から何もないんでしょうか。何で賛成ができるのかと。要は、赤字にならない、あるいは焦げつかない、そういったところの説明というのはどういうふうに受けているんでしょうか。

○村瀬政府参考人 会社における取締役の立場としての判断を、我々としては報告を受ける立場にはございません。もちろん、先ほど申し上げたように、機構としての役職の立場もございます。その役職に基づいた報告は、機構に対して適切に行われているものと承知してございます。

○宮川委員 きょう機構からもいらしていると思いますが、機構の方にはどういう報告があったのか、お答えいただけますでしょうか。

○山名参考人 山名でございます。

当機構から東電の取締役として一名出向しておるわけですが、私どもの機構のある室の室長としても兼務しておりますので、いわば両方に所属して、常に我々は東電の判断についての情報は聞いている、そういう立場でございます。

○宮川委員 機構としては、その役員が賛成することに対して、なぜ賛成でいいというふうに判断されたんでしょうか。

○山名参考人 基本的に私ども機構の立場は、東電に廃炉の責任と賠償の責任をきちんと果たさせる、そのためにきちんとした事業を行わせる、そのための経営改革を行わせるということでありまして。それを基準にして、常に我々は、その役員にはその目標に合ったかどうかの判断を求めているわけです。

今御指摘があったように、東電の取締役として動いておりますので、彼は、その機構のミッションを背負った上で、東電の取締役の一人として判断をしているものというふうに理解しております。

○宮川委員 今おっしゃっているのは、事業計画、あるいは、そういった前払い金の仕方がどうか、そういうことを判断した中で、これは賛成してもいい、しっかり福島役に立つんだということを、中身を見て判断して賛成をしたということをおっしゃっているんでしょうか。

○山名参考人 私どもとしては、東電の経営判断が適切に行われているかというのは、運営委員会等の議論を通じて常にモニターをしているわけです。その大きな判断の中で、東電が自主的に調達電源の、競争電源の判断をしているということは、東電の経営判断に任せているわけですが、その判断について、今申しました総特の趣旨を逸脱しないかどうかを常にその役員がモニターしている、その判断で判断を下したというふうに理解しております。

○宮川委員 では、少し。今皆さんもお聞きして感じてと思うんですが、ほとんど具体的なものが出てこないの、金額も出てこないわけですので、ちょっとなかなか議論ができないわけですけども。

それでは、一つ。周辺自治体が賛成をしなければ再稼働ができないということが言われていますが、周辺自治体が十年も二十年も賛成をしなかった場合に、これ、資金が焦げつかないんでしょうか。経産省、どういうふうに考えているんでしょうか。

○村瀬政府参考人 今後の実際の資金支出については、適切なタイミングで適切な金額を判断していくということになると思いますので、大きな事情変更があるかどうかといったようなことも踏まえて、適切に東京電力として経営判断をしていくものというふうに考えています。

○宮川委員 今おっしゃられているのは、六自治体が賛成をしてから東電は資金支援をするということをおっしゃっているんですか。答えていただけますか。

○村瀬政府参考人 そのような具体的なことを申し上げているわけではなくて、東電として状況を踏まえて適切に判断をしていくというふうに申し上げます。

○宮川委員 文挾副社長、これは六自治体の合意が得られてから資金支援をすることになっているんでしょうか。

○文挾参考人 お答えさせていただきます。

原電の資金支援につきましては、基本的に、原電が自分の安全対策工事を行う上で、自己の資金を超過をするということ判断をした場合には、当社にその要請が来て、その金額を我々が支援をするということでございます。

今先生がおっしゃっておりますいろいろなリスクでございますけれども、当然ながら、リスクというものについては我々も考慮をしております。経済性や地元の理解、審議会の状況も含めて、当然ながらリスクがないとは言えませんが、ある程度のリスクを勘案した上で、東海第二からの受電というのは、基本的に卸電力市場から調達する場合と比べて差益効果があるというふうに現時点では判断をしているというところでございます。

○宮川委員 大臣はこの近くにお住まいということですけども、今のお話、六自治体の合意がなければ私は再稼働してはならないと思っておりますが、こういった中で、この資金の支援を決めているということ、大臣、どう思われますでしょうか。

○梶山国務大臣 先ほど来聞いておりましたけれども、東電また原賠機構の判断では、それらも含めて経営判断だということですので、私どもも同じ考えであります。

○宮川委員 管轄の大臣として、本当に焦げつかないのか、福島のために本当になっているのかという

ことを大臣として理解をせずに、東電が言っているからいいんだ、そういう御答弁に聞こえたんですが、本当に御理解されているんでしょうか。

○梶山国務大臣 私も理解をしているつもりであります。廃炉・汚染水の対策、そして福島復興、賠償というミッションを持った上で東電の経営というものをやっていく、その上で競争電源としてどうかという判断があったかと思えます。

そして、今委員からお話がありました六自治体の件も、協定書を結んで、多分そこに明記をされていると思いますけれども、規制委員会の審査を通った上で、地元の理解を得て、運転、再稼働という形になるわけではありますが、大変大きなハードルであると思っております。

二〇一一年の三月十一日以降、先ほど申しましたけれども、地域の人たちの意識はやはり変わっています。そして、国民の意識も変わっている。そういった中でどう理解を取り付けるか、事業者の努力が必要であると思っております。

○宮川委員 私もやはり、関電の問題もそうですが、国民に対して誠意を示す、説明をしていくというのは非常に重要だと思いますが、少なくとも、今までの答弁の中では、ほとんど情報が得られていない、こういうふうに決めましたからこうやりますよという情報しかないんじゃないかと、多分聞いている方は思うんじゃないかと思えます。

そして、受電金額に関しては、市民グループ等が、市場価格以上になるだろうと、例えば十四円、一キロワットアワー当たり十四円以上になるだろうというようなことも言われているわけですね。ですから、それに対して、では、どうなのかということを実際に説明するのが私は必要んじゃないかと思えますが、ちょっと、きょうは時間、それをやっても回答が返ってこないと思うので、また別の機会にもそういうことをやりたいと思っております。かなり具体的な話が出ているわけでもあります。

そういった中で、もともと、東電の事業に関しては新々・総合特別事業計画にのっとってやるというルールになっているわけではありますが、この新々・総合特別事業計画の中には東海第二原発への資金支援のことは書かれていません。

大臣は、ちゃんとこの計画書にのっとってやられているというふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○梶山国務大臣 東京電力は福島への責任を貫徹する立場ということではありますが、その立場から企業価値を向上させることが必要であります。

先ほどお話があったところでもありますけれども、原賠機構法に基づいて国が認定をした新々総特においても、競争力のある電源調達ポートフォリオの構築を目指すこととされております。

東京電力からは、競争しながら稼いで、そして福島への責任を果たしていく必要がある中で、東海第二は競争電源であると判断をしたと聞いておりまして、新々総特の趣旨に照らしても問題があるとは考えておりません。

そして、この東海第二に関しましても、規制委員会が新たな基準のもとに審査をされるわけでありまして、それを経て地域の理解を得ていくということでもありますので、新々総特に反するものだとは思っておりません。

○宮川委員 私は、この新々総特をやはり改定をするなり書き直すなり、何らかしてから判断をすべきだったんじゃないかと思うわけですが、そういった議論は経産省はされたんでしょうか。改定をするかどうかということはされたんでしょうか。

○村瀬政府参考人 新々総特の改定は、二〇一七年五月に認定しましたいわゆる新々総特に基づいて経営改革の取組が進められる中で、これまでの改定は二〇一五年、二〇一七年にそれぞれ、事業をめぐる大きな環境変化、それから国との役割分担に関する決定などを踏まえて行われてきておりますけれども、今後も、こういった新々総特の趣旨それから状況の変化等を踏まえまして、改定の必要については総合的に判断していくことが必要だと考えてございます。

○宮川委員 大臣、こういうものができているわけですね。

それで、ここに書いていないものをするときに何にも議論しないで、マニュアルといいますか、つくってあるわけじゃないですか、これがあるのに、これと全然違うことをするときこれを考えないでやってしまうということをしたら、これは意味がないと私は思いますが、では、どういうことであればこれを見直すという話に、どのぐらい大きなことだったら見直すということになるんでしょうか。

私は、今回の件は非常に大きな問題だと思っています。国民も大変関心が高い問題だと思っています。それだけ大きな問題なのに、この新々総特、何も考えないでこのままやりますというのは、ではどのぐらい大きかったらこれを見直すんですか。

○村瀬政府参考人 まずお答えさせていただきます。

現在の新々総特においても、競争力のある電源ポートフォリオの構築を目指すということが明記されてございまして、今回の東京電力の判断は、東京電力によれば、競争力のある電源ポートフォリオを構築していく上での取組としての判断というふうに説明を受けているところでございます。

その上で、先ほど申し上げましたとおり、新々総特、この経営改革を通じて福島への責任を貫徹していくという観点から、これまでも二度改定をされてきているわけでございます。

こういった中で総合的に判断をして、適切に、必要なタイミングではしっかりと改定をしていきたい、このように考えてございます。

○宮川委員 きょう、ちょっと皆様にお配りをしました資料、一、二、三、四というふうにありますけれども、これは新々総特に書かれているものであります。

例えば、右肩に1というふうに書いてありますが、その下の四角のところに、柏崎刈羽に関しては新々総特に書かれているわけです。柏崎刈羽に関しては二千六百億円という金額が書いてあると思いますが、今回、恐らく二千億円を超えるという話ですが、この二千六百億円の規模の柏崎刈羽に関して相当細かく新々総特に書かれているわけでありまして。

例えば、次のページの、二ページ目をごらんいただきたいと思いますが、その下の方の四角で、「参考」というところがありますが、その中に、例えば、単価が五から十一円・パー・キロワットアワーの場合だとか、為替も十円・パー・ドルの場合はどうだとか、こうやって細かく事業計画を立てているわけであり



ます。

そして、その次、三ページ、四ページ、五ページをごらんいただきたいと思うんですが、これは、柏崎刈羽が二〇一九年度以降に再稼働すると仮定した場合、上と下とで、二から四号機を織り込まない場合、織り込む場合。そして、次の四ページ目は二〇二〇年以降再稼働すると仮定した場合、5は二〇二一年以降再稼働すると仮定した場合ということで、全部、収支を見て、キャッシュフローを見て、だから、大丈夫だからこれはやってもいいんじゃないかと。

私は柏崎刈羽も反対ですけれども、でも、これだけ議論しているわけですよ。これが新々総特に書かれて、それで承認されて、今来ているわけです。柏崎刈羽に関しては、それでも更にいろいろな方が議論をしているわけですね。

何で東海第二は、こういうものが何もない状態で、それで、東電が経営上問題ないから、そうしたら、機構さんも経済産業省も、東電が言っているんだったら大丈夫でしょうと。大臣、これはおかしくないですか。

○梶山国務大臣 先ほど来、東電が言っているからということではなくて、詳細については、どの程度かということはあるかもしれませんが、いろいろと数値も聞いている。ただ、これは競争にかかわることなので公表できないということでもあります。そういったものも含めてしっかり検討はしてきているということでもあります。

○村瀬政府参考人 今大臣から御答弁いただいたとおりでございまして、我々としても、東電から適切な報告を受けているところでございます。そういった中で必要な判断をしてきてございます。

○宮川委員 皆さんも聞いていて、改めて、もう一度。

東京電力さん、今一生懸命やられていると思います。これは、福島第一原発事故があって、これがあって、福島のために、福島の方、大変御苦労されている方、今でもたくさんいらっしゃいます。避難されている方、故郷に戻れない方もいらっしゃる。そして、自主避難の方、生活困窮で非常に苦しんでいる方もいらっしゃる。そして、家族を失われた方、あるいは甲状腺がんじゃないかと不安に思っている子供たちもいらっしゃるわけです。そういう方々がたくさんいらっしゃる中で、東京電力さんは、この福島のために、賠償や復興のために一生懸命やるというのが任務であるわけじゃないですか。

それなのに、今みたいな説明で本当に福島の方々、国民の方々が納得すると。国民にわかるように、福島の方々にはわかるように説明すべきなのではないでしょうか、大臣。

○梶山国務大臣 今委員がおっしゃいました福島への責任を貫徹する立場というのは、誰もが同じ思いを持っていると思っております。

その上で、稼ぎながらこの責任を果たしていくということになりますので、競争電源として、先ほど来申し上げていますように、これが適当だという判断に至ったということでもあります。

○宮川委員 それと、本当は私、千葉県で台風の被害もあったので、台風の質問もしたかったんですが、ちょっと今中途半端になったので、最後までこれをやらせていただきたいと思うんですけれども。

まず、情報公開の問題に関して、やはり、新・総合特別事業計画から新々総特に変わるときに、経営の透明性、客観性の確保について問題がある、だからそういうところをしっかりとやっていかなきゃいけないということが書かれているわけです。

先ほどから競争原理、競争原理と言っていますけれども、柏崎刈羽がこれだけ細かく出しているのに、何で東海第二に関しては競争原理だから出せないんだと。ここにちゃんと経営の透明性を明らかにしろと書いてあるのに、なぜこれに従わないんですか。もう少し、国民が納得できるように、なぜ競争原理で出せないかという御説明をいただけないでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

柏崎刈羽は、東京電力みずからが建設している原子力発電所でございます。東海第二は、いわゆる原電が開発して電気を購入するという、買電側の立場として東京電力が関与しているものでございます。

もちろん、買電をするという観点で経営判断をしているということでございますので、東京電力においては、社外取締役も入った取締役会で適切な経営判断かどうかの確認をしながらしっかりと経営判断をしていっているということだと思えますし、我々としても、新々総特に基づいて福島への貢献がしっかり果たされる決定かどうかということを常に求めているところでございますので、今回も、小早川社長から、そういった国の指導も踏まえて、競争電源であると判断した上で、これをもって福島に貢献をしていける、こういう判断をしたという報告を受けているということでございます。

○宮川委員 今、日本原電の話が、少し日本原電、離れているということではありますが、今、日本原電さんは、これは原発専門会社ですね、でも発電を全くしていないから、年間約一千億円ずつぐらいのお金が、東電からも五百億円ぐらいのお金が二〇一一年以降毎年流れていて、約一兆円近いお金が日本原電さんに流れている。そういった会社であるにもかかわらず。

大臣、もう一度、大臣の口からお話いただけますでしょうか。

○梶山国務大臣 先ほど村瀬部長が申しましたように、競争電源であるということと、これに関しては受電の単価も提示をされているということでもありますから、それらについて経営判断をしたということでもあります。

当然、福島の任務、ミッション遂行に関しましては誰もが意識をしているところでもありますけれども、一方で自由化になり競争の部分もある。競争の部分については、競争電源ということで、いろいろな選択肢を考えていく中でこれが妥当であるという考え方を示したということでもあります。

○宮川委員 もう一つ、私、ぜひ、きょう大臣に、最後、残りの時間でお話をしたいと思っているのが、今回もし東京電力さんが資金支援をしないという結論を出した場合に、では、どういう状況になっていたのかということでもあります。

ですから、違う言い方をすると、東京電力さんの役員の方々がどれだけ苦しい思いで役員会の判断をされてきたのかというのが何となく私は想像ができるわけですがけれども、私の予想では、東電の役員会だけでは判断ができないほどこの問題は大きな問題であると。もし資金支援をしなければどんなことになっていたというように大臣は想像されますでしょうか。

○梶山国務大臣 仮定の話にはコメントはできません。

○宮川委員 私が想像するところでは、日本原電さんに東京電力が資金支援をしなければ、日本原電さんは恐らく経営がもう成り立たなかったと思います。

ですから、潰れるのかどうかという問題ですが、日本原電さんがもし潰れた場合には、東海第二、東海第一、敦賀もあります、こういった原発をどうするのかという問題がまず起こってきます。それとともに、その後の廃棄物をどうするのか、廃炉処理をどうするのか、そしてプルトニウムの問題もある。これは大きな問題がいっぱいかぶっているわけです。

それを、先ほどから、東電の経営に任せる、東電の判断に任せるという御回答が何回もありましたが、こんなに大きな問題で、東京電力だけでは考えられないような問題にもかかわらず、それを丸投げなのか、あるいは、本当は裏でいろいろなことを考えているんだけど、それを逃れるために東電に任せていると言っているのか。

これ、もし東電が資金支援できないといった場合に、相当大きなことがあったわけですが、大臣、東電に任せればいい、経営に任せればいいと言うのは余りにも国として無責任ではないですか。

○梶山国務大臣 東電もそのリスクを十分に考えた上で、取締役会の結論は出していると思っております。

その後に、例えば、この東海第二だけじゃなくて、廃炉になる、またバックエンドをどうするんだという課題もあるわけでありましてけれども、二〇一一年の三月十一日の事故以降、やはりバックエンドというものをしっかり現実のものとして考えていかなければならないと私自身も思っておりますし、就任をして、バックエンドのことも指示をしているところであります。

○宮川委員 私、一年前に、文挾副社長とも同じような議論をしたんです。そのときはまだ決めていないとおっしゃっていたので、あれから一年ある中で、しっかり会社の中でもんで、これだったら国民に説明できるだろう、これだったら、それは反対の人はゼロにはできないかもしれないけれども、福島の方々に説明できるだろう、そういった事業計画を持って、それで来ていらっしゃるというふうに私は思っていたわけですが、結果としては、本当に何も無い、ほぼゼロベース。信じてください、我々がちゃんと経営上問題ないと言っているんだから国民は黙って信じてくださいと言わんばかりの説明しかないわけです。

なぜこういう説明になるのかといえば、私は、やはり、今の原発行政が破綻をしていて、どう考えても国民の半数以上、多くの方が納得されるような事業計画がつくれないから説明できないんじゃないかと。だから、もともとの、今の第五次エネルギー計画、原発を二〇%動かすということになっていますが、約三十基近い原発を動かさなければいけない。こういった、全く実現できないようなものを政府が押しつけているから、こういったひずみが、国民にもしわ寄せが来ているんじゃないですか。大臣、どう思われますか。

○梶山国務大臣 原子力に対する考え方は、三・一一以降変わってきているということでもあります。六十基あった原発も二十四基廃炉という決定もしているわけでもあります。

そういった中で、二〇三〇年のエネルギーのベストミックスということでもありますけれども、あれを実現するためには、いろいろな可能性、いろいろな選択肢を考えていかなければならないと思っておりますし、その中で、原発は極力低減をしていく、また再生可能エネルギーもふやしていくという方針のもとに今やっているわけであります。

今、一つの電源を全て否定するようなことになれば、二〇三〇年のエネルギーミックスもなかなか難しい。その次の、例えば、極力低減をして、再生可能エネルギーをふやしていくということもなかなか難しいのではないかなと私自身は思っております。

○宮川委員 福島のために、そして、本当に必要だということを国民に説明をして、しっかり進めていただきたいということをお願いをして、私の質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。